

旧優生保護法違憲訴訟の最高裁判所判決を受けた声明

令和6年（2024年）7月3日に、最高裁判所大法廷において、旧優生保護法による不妊手術（子どもを作れないようにする手術）を強制されたこと（以下「強制不妊」という。）に対する損害賠償請求訴訟の判決（以下「最高裁判決」という。）が出されました。今回の最高裁判決について、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会（以下「本会」という。）として声明を発表いたします。

本会としては、長い間、苦しんでこられた原告の方々、今も声を上げられていない方々にとって待ち望んでおられた判決が出たことを高く評価し、支持いたします。今後は、一刻も早い国としての謝罪と損害賠償が行われることを強く望みます。

また、こうした判決の方向性は、令和4年（2022年）9月に公表された障害者権利条約対日審査総括所見における勧告に応えるものでもあり、その点においても評価できます。

他方で、本会としては前身に当たる団体（全日本精神薄弱者育成会）が機関誌「手をつなぐ」誌面において、強制不妊を是認、助長していたと受け取られる記事を掲載していたことを忘れてはなりません。育成会活動が知的障害のある人の権利擁護を掲げる以上、この事実をなかったことにすることは許されず、常に自戒、反省しながら活動を進める必要があります。改めて、人の尊厳を傷つけるような行為に対して無自覚な行動を起こさないよう戒めます。本会としては、こうした認識の下、たとえば知的障害のある人の恋愛・結婚・出産・子育てに関するセミナーを開催したほか、必要な支援サービスの拡充を要望するといった活動を展開しており、今後も継続していきます。

最後に、被害者の年齢を考えると、最高裁判決を受けた補償など問題解決に残された時間はわずかです。政府および国会には、子どもを生み育てることを否定されてきた障害のある人たちの悔しさ、無念さを改めて思い返していただき、一刻も早い被害者への謝罪と名誉回復、そして必要な賠償と決して同じ過ちを繰り返さないための検証と対応措置を強く求めます。

令和6年（2024年）7月5日
一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会
会 長 佐々木 桃子